

○北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付要綱

平成19年3月26日

告示第16号

改正 平成19年9月11日告示第52号

平成23年3月25日告示第27号

平成30年3月30日告示第41号

(趣旨)

第1条 市長は、野生鳥獣による農林産物及び人畜への被害防止を図るため、地域が行う被害防止活動に対し、北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については北杜市補助金等交付規則(平成16年北杜市規則第51号)の定めによるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、行政区又は農事組合等の団体とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、地域が一丸となって取り組む次の各号に掲げるものとし、その経費の内訳は別表のとおりとする。

- (1) 野生鳥獣の追い上げ、追い払いなどを発展的に継続して行う事業
- (2) 野生鳥獣が近づきにくい環境づくりを行う事業
- (3) 野生鳥獣害対策を講じるための調査研究事業
- (4) 鳥獣駆逐用煙火手帳の取得を行う事業
- (5) 有害鳥獣捕獲者の確保及び育成を行う事業
- (6) 有害鳥獣に対し迅速な捕獲を行う事業
- (7) 先進的に取り組むモデル的事業(特認事業)
- (8) その他市長が必要と認める事業

(補助率等)

第4条 補助金の限度額及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前条第1号、第2号、第3号及び第8号に掲げる事業に補助金を交付する期間は5年間とする。ただし、事業の内容により市長が特に必要と認めたものについ

ては、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは補助金の交付決定を行い、北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定を受けた日から10日以内に北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金に係る補助事業の取下げ申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金に係る補助事業の内容(経費配分)の変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付対象となる各経費間において、いずれか低い額の概ね20%以内の経費の配分の変更についてはこの限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は補助事業が完了したときは、その日から10日を経過した

日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 補助金の交付決定を受け又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は補助金の交付を取り消し又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） この告示に違反したとき。
- （2） 事業が不相当と認められるとき。
- （3） 補助金交付の条件に違反し、これに基づく市長の処分に従わないとき。

（額の確定及び補助金の支払）

第12条 市長は、第10条に規定する実績報告書を受けたときは、その内容を検査し、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を確定し、速やかに北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助金は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金精算（概算）払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月11日告示第52号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日告示第27号）

（施行期日）

1 この告示は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日において現にこの告示による改正前の告示（以下「旧告示」という。）第12条の規定により補助金の交付を受けている旧告示第3条第1号から第4号までに規定する補助金の交付対象事業に係る補助金の交付期間は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する期間から施行日前に既に経過している旧告示の規定による補助金の交付対象事業の交付期間を控除した期間とする。

附 則（平成30年3月30日告示第41号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

補助対象事業の区分	補助対象経費	事業実施 年次	限度額及び補助 率
1 野生鳥獣の追上げ、追払い等を発展的に継続して行う事業	(1) 効果的な自主防除に取り組むための会議等の開催経費 (2) 追上げ、追払い等に使用する消耗品等	1年次	限度額 75,000円 補助率 75パーセント以内
2 野生鳥獣が近づきにくい環境づくりを行う事業	(3) 耕作放棄地及び森林の管理、放棄作物の処分等環境整備のための燃料代、機器の購入費用及び使用料、消耗品、委託料等	2年次～5年次	限度額 50,000円 補助率 50パーセント以内
3 野生鳥獣害対策を講じるための調査研究事業	(4) テレメトリー受信機等調査機器の購入費用及び使用料		
4 鳥獣駆逐用煙火手帳を取得する事	北杜市民が、鳥獣駆逐用煙火手帳を新規取得又は再取得する際の鳥		2,000円

業	獣駆逐用煙火講習会受講料。ただし、再取得は、新規取得又は前回の再取得の5年後に取得する場合に限る。		
5 有害鳥獣捕獲者の確保及び育成を行う事業	北杜市民が、新規に第1種銃猟又はわな猟の免許取得後、猟友会に加入し、有害鳥獣駆除等に従事する場合に行う左記の事業であつて、次の各号に掲げる経費 (1) (社)山梨県猟友会が狩猟試験のために行う狩猟セミナーの受講料 (2) 狩猟免許申請手数料 (3) 銃砲刀剣類所持許可申請手数料 (4) 猟銃等取扱講習会手数料 (5) 射撃教習資格認定申請手数料 (6) 教習射撃受講料		限度額 第1種銃猟(1)～(6) 30,000円 わな猟(1)(2) 5,000円 補助率 50パーセント以内
6 有害鳥獣に対し迅速な捕獲を行う事業	くくりワナ購入費 1地区1基/年		限度額 5,000円 補助率 50パーセント以内
7 先進的に取り組むモデル的事業(特認事業)	市長が必要と認める経費		限度額 300,000円 補助率 75パーセント以内

		ただし、県補助金がある場合は、算定した補助金額から県補助額を差し引いた額とする。
8 その他市長が必要と認める事業	市長が必要と認める経費	限度額 50,000円 補助率 50パーセント以内

北杜市長 様

所在地

団体名

代表者名

連絡先 TEL



北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付申請書

上記補助金の交付について、北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 補助事業の区分

2 補助事業の概要と目的

3 補助事業に要する経費 金 円

4 補助金交付申請額 金 円

5 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の内訳

別紙1 補助事業計画書のとおり

6 添付書類

- ・補助事業計画書(別紙1)
- ・申請者名簿(別紙2)・・・鳥獣害逐月延大率の取得を行う事業(第3条第1号)又は有害鳥獣捕獲者の確保及び育成を行う事業(同条第4号)の場合

別紙1

補助事業計画(実績)書

補助事業 に係る 財源	団体の名称			
	代表者名			
	〒			
	連絡先		TEL	
財源	構成員数	人(うち農家数		人)
	総事業費	補助対象事業費	百補助金	自己財源
	円	円	円	円
	経費の明細			
事業内容	事業の実施期間 月 日～ 年 月 日			

別紙2

会費者名簿

団体の名称		会費者名簿		
会 費 者	受給番号	生年月日	位 置	

様

北社社長



北社市長職官に掛い地域づくり支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった機記の補助金については、北社市長職官に掛い地域づくり支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり交付することになりました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更される場合における補助事業に要する経費及び額については、別に通知するところによるものとする。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

北杜市長 様

所在地
団体名
代表者名 様
連絡先 TEL.

北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金に係る補助事業の
取り下げ申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付された、北杜市鳥獣害
に強い地域づくり支援事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり取り下
げしたいので、北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付要綱第7条の
規定に基づき申請します。

取り下げ理由

北杜市長 様

所在地

団体名

代表者名

連絡先 TEL



北杜市高齢者に強い地域づくり支援事業費補助会に係る補助
事業の内容(経費配分)の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった施設補助事業
の内容(経費の配分)を次のとおり変更いたしますので、北杜市高齢者に強い地域づくり支援
事業補助会交付要綱第8条の規定に基づき承認を申請します。

1 変更理由

2 変更内容

変 更 前	変 更 後

様式第5号(第3条関係)

年 月 日

北杜市長 様

所在地

団体名

代表者名

連絡先 TEL



北杜市高沢宮に強い地域づくり支援事業費補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった指定補助事業を次の理由により中止(廃止)したいので、北杜市高沢宮に強い地域づくり支援事業費補助金交付要領第5条の規定に基づき承認を申請します。

1 中止(廃止)の理由

2 補助事業の中止の期間

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

北杜市長 様

所在地

団体名

代表者名

連絡先 TEL



北杜市長候選に於いて地域づくり支援事業費補助金に係る補助事業
実施報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった北杜市長
候選に於いて地域づくり支援事業費補助金に係る補助事業を完了した
ので、北杜市長候選に於いて地域づくり支援事業費補助金交付要綱第10条の
規定に基づき次のとおり報告します。

1 補助金の額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助事業実績書(別紙1)
- (2) 事業実績状況写真
- (3) 計算等の写し

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

送

北杜市長

様

北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金については、北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

- 1 補助事業の区分
- 2 補助金交付額定額 円

北杜市長 様

所在地

団体名

代表者名



連絡先 TEL

北杜市鳥獣害に強い地取づくり支援事業費補助金給算(概算)申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった繰上補助金について、北杜市鳥獣害に強い地取づくり支援事業費補助金交付要綱第3条第3項の規定により、次のとおり請求します。

1 給算(概算)申請金額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額①	給算(概算)金 受領済額②	差 引 額 ①-②=③	今回請求額④	残 額 ①-④=⑤
円	円	円	円	円

3 概算金の理由

4 支払の方法

振込先金融機関名 _____

フリガナ _____

口座名義 _____

口座番号 No. _____ (当座・普通)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 1 0 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)

様式第 8 号 (第 1 2 条関係)